

企業立地に関すること

□□□ 立地企業の認定 □□□

事業所用地や人材確保の要望に対するお手伝い、初期設備投資等に対する補助金交付など、事業展開を積極的にバックアップします

● 対象者

宮崎県内で事業所等の新增設を計画している企業

● 支援内容

本県で事業所等の新增設を計画している企業のうち、一定の要件を満たす企業を県の立地企業として認定し、様々な支援を行っています。

○ 対象業種

①製造業 ②情報関連産業 ③流通関連業 ④試験研究機関

※一定の雇用要件等を満たす必要があります。

○ 支援の一環として、交付要件を満たす企業に対して補助金を交付しています。製造業については新規県内雇用者数や投資額に応じて最大50億円の助成を行っています。情報関連産業については、新規県内雇用者数や投資額に応じた補助に加えて、施設整備費の3分の1、賃借料の2分の1等も含め、最大8億円の助成を行っています。

○ 本県に立地した企業の声を企業立地ホームページ（下記 URL）に掲載しておりますので、ご覧ください。

HPアドレス <https://www.miyazaki-investment.com>



○ 県外企業向けの支援

宮崎県内で事業所等の新設を計画している県外企業の方々を対象に、宮崎県の優れた立地環境を知っていただくため、工業団地やオフィス物件、研究機関等を随時ご案内しています。

● ご利用方法

下記問合せ先又は立地を計画している市町村の企業立地担当課にご相談ください。

問合せ先

宮崎県 企業立地課 企業立地推進担当 TEL 0985-26-7096

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベント

法律・条例等
に基づく支援

その他

企業立地に関すること

□□□ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定 □□□

本社機能の県内への移転や拡充をお考えの企業の皆さん、是非一度ご相談ください。

● 対象者

宮崎県内への本社機能の移転又は拡充を計画している企業

● 支援内容

本社機能の移転又は拡充を行う事業者が、建物を新設、増設しようとする前（着工前）に、県から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた場合、下記優遇措置を受けることができます。

【主な特例措置の概要】

- ① 認定事業者が建物の新設又は増設に際して取得した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は法人税の税額控除
- ② 認定事業者が新たに雇い入れた従業員等に係る法人税の税額控除
- ③ 認定事業者に対する地方税（不動産取得税等）の課税免除又は不均一課税措置
- ④ 日本政策金融公庫による低利融資措置
- ⑤ 中小企業基盤整備機構による債務保証措置

※計画によって受けられる優遇措置が異なります。

● ご利用方法

県企業立地課にご相談ください。

問合せ先

宮崎県 企業立地課 企業立地企画担当 TEL 0985-26-7573